

議案第 7 号

木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について

木古内町中小企業振興融資条例（平成 14 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 19 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例

木古内町中小企業振興融資条例（平成14年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「すべて北海道」の次に「信用」を加える。

第9条第4号中「原則として担保を必要とする。」を「保証協会が担保又は連帯保証人を求める場合のみ付するものとする。」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。